

## 日野市「週休 2 日制確保工事(試行)」実施要領(土木)

### 1. 目的

この要領は、日野市の発注する土木工事において、発注者が週休2日に取り組むことを指定する「週休2日制確保工事」の労務費補正等の必要な事項を定め、週休2日を確保することを目的とする。

### 2. 対象工事

原則、日野市の発注する全ての土木工事を「現場閉所」の対象とする。ただし、以下に該当する事は対象外とすることが出来る。

- (1) 単価契約工事
- (2) 対象期間が 30 日未満の工事
- (3) 工事内容及び施設の実情等により対応が困難な工事
- (4) 130 万円以下の少額工事

なお、工事の内容及び施設の実情等により「現場閉所」が馴染まない工事については「交代制」の対象とすることが出来る。

### 3. 週休 2 日の考え方

#### (1) 現場閉所により週休2日の確保を行う場合

- 1)対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- 2)現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- 3)対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 5 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等) は含まない。
- 4)4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5% (8 日/28 日) 以上の水準に達する状態をいう。

①月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において、休日率が、28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所だけでは 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休以上(28.5%)以上を達成しているとみなす。

②通期の週休 2 日とは、対象期間において、休日率が、28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

#### (2) 交替制により週休2日の確保を行う場合

- 1)対象期間において、4 週 8 休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。
- 2)対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間内における技術者及び技能労働者の従事期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 5 日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。

なお、受注者の責によらず交替制による週休 2 日の実施が困難な期間は対象期間に含まない。

3)技術者及び技能労働者とは、施工体制台帳上の元請及び下請技術者等が対象となる。  
4)施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、対象期間は、受発注者協議で適宜設定するものとする。

5)4週8休以上とは、対象期間内に現場で従事した全ての技術者及び技能労働者の平均休日数の割合(以下「休日率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

①月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において、休日率が、28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

②通期の週休2日とは、対象期間において、休日率が、28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(3)降雨、降雪等による予定外の現場閉所日又は休日についても、現場閉所または休日日数に含めるものとする。

#### 4. 業務の流れ

##### (1)工事発注時

発注者は、本要領2により週休2日制確保工事を選定した上で、当初設計時に月単位の週休2日として経費の補正を行い、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が週休2日制確保工事である旨を記載する。(別添1)

なお、補正係数は発注者が適用した積算基準の記載による。

##### (2)工事施工時

1)受注者は、広報板に「週休2日制確保工事」である旨を記載する。(別添2)

2)受注者は、現場閉所を行う時は、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告する。

3)発注者は、受注者の負担とならないよう既存資料や任意様式等により週休2日の取組状況を適宜確認する。受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

##### (3)最終変更時

###### 1)現場閉所により週休2日の確保を行う場合

受注者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所を行った結果が確認できる「現場閉所報告書」を作成し、発注者へ報告する。

発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たないものは、補正係数を通期の週休2日に変更する。その際4週8休未満であった場合は補正係数を除した変更とする。

###### 2)交替制により週休2日の確保を行う場合

受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日を確保した状況が確認できる「休日確保状況報告書」を作成し、発注者へ報告する。

休日確保状況報告書の提出時には、技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日証明できる書類を添付する。また休日率は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数と対象期間日数から算出する。

発注者は、休日確保状況を確認後、月単位の週休2日に満たないものは、補正係数を通期の週休2日に変更する。その際4週8休未満であった場合は補正係数を除した変更とする。

## 5. 留意事項

- (1)発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2)発注者における現場閉所状況または技術者及び技能労働者の休日率の確認については、各工事単位で行うものとする。
- (3)受注者が週休2日に取り組む場合、月単位の週休2日又は通期の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土曜日・日曜日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。「交替制」の場合は、全ての技術者及び技能労働者が月毎に4週8休以上の休日率が達成できるよう努めるものとする。
- (4)週休2日制確保工事に伴う書類の作成費用は、現場閉所率に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わない。

## 6. 適用

この要領は、令和7年4月1日以降に起工する案件に適用する。

## 日野市「週休 2 日制確保工事(土木工事)」記載例

### 1. 起工書への記載

起工書に「週休 2 日制確保工事(現場閉所)」または「週休 2 日制確保工事(交替制)」であることを記載。

### 2. 案件公表時の記載

年間発注見通しに対象工事であることを記載するほか日野市ホームページ工事発注情報「備考」等に以下のように記載する。

#### ①現場閉所の場合

本工事は、「週休 2 日制確保工事(現場閉所)」です。

#### ②交替制の場合

本工事は、「週休 2 日制確保工事(交替制)」です。

### 3. 特記仕様書記載例

(1) 本工事は、「週休 2 日制確保工事」の対象案件である。

(2) 実施にあたっては、『日野市「週休 2 日制確保工事」実施要領(土木)』に基づき行う。要領は、日野市ホームページから入手できる。

(<https://www.city.hino.lg.jp/shisei/nyusatsu/ukeoi/1028625.html>)

#### ※現場閉所の場合

(3) 本工事は、現場閉所の月単位の週休 2 日の達成を前提として経費を補正している。

#### ※交替制の場合

(3) 本工事は、交替制の月単位の週休 2 日の達成を前提として経費を補正している。

## 広報板における「週休 2 日制確保工事」記載箇所(例)

〇〇〇 工事のお知らせ  
週休 2 日制確保工事 ※1

この工事は、〇〇通り(市道〇〇号線)の〇〇〇〇工事で、令和〇〇年〇月頃下図のように完成する予定です。

皆様には、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



工事件名 〇〇号線舗装補修工事  
工事区間 日野市〇〇〇丁目〇番地先  
工事概要 延長 〇〇m  
車道幅員 〇〇m

お気づきの点は、下記へご連絡ください

日野市〇〇部 〇〇課 電話 042(\*\*\*)\*\*\*\*

〇〇建設株式会社 〇〇作業所 電話 042(\*\*\*)\*\*\*\*

■  
(二次元コード)

## 事業 P R 記 載

本工事は、「完全週休2日制」の実現を目指す取組である「週休 2 日制確保工事」です。※2

(注)

- ・※1は、全ての広報板に記載。
- ・※2は、広報板A型、B型に記載。(B'型、C型でも可能な場合は記載。)
- ・フォント、文字の大きさ等は変更してよい。



**月単位における週休2日の判定(休日率28.5%以上)**

∴ 月単位における週休2日達成

**通期における週休2日の判定(休日率28.5%以上)**

∴ 通期単位における週休2日達成

**【集計】**

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	通期単位の週休2日
A建設	〇〇	61	19	31.1%	○
	□□	61	19	31.1%	○
	◇◇	61	19	31.1%	○
B建設(一次下請)	●●	56	17	30.4%	○
	■■	56	17	30.4%	○
	◆◆	56	17	30.4%	○
C電設(二次下請)	△△	20	6	30.0%	○
D工業(二次下請)	▽▽	40	12	30.0%	○

**【令和〇年4月】**

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	月単位の週休2日
A建設	〇〇	30	9	30.0%	○
	□□	30	9	30.0%	○
	◇◇	30	9	30.0%	○
B建設(一次下請)	●●	25	8	32.0%	○
	■■	25	8	32.0%	○
	◆◆	25	8	32.0%	○
C電設(二次下請)	△△	20	6	30.0%	○
D工業(二次下請)	▽▽	20	6	30.0%	○

**【令和〇年5月】**

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	月単位の週休2日
A建設	〇〇	31	10	32.3%	○
	□□	31	10	32.3%	○
	◇◇	31	10	32.3%	○
B建設(一次下請)	●●	31	9	29.0%	○
	■■	31	9	29.0%	○
	◆◆	31	9	29.0%	○
C電設(二次下請)	△△	0	0		
D工業(二次下請)	▽▽	20	6	30.0%	○

※「会社名」、「氏名」、「対象期間日数」、「休日日数」欄に記入する

※対象期間日数について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする

※技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する

※対象者数、対象期間日数に応じて、行の追加削除を適切に行う

※必ず検算する